

戸山公園マネジメントプラン

戸山公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

目次

| | |
|---------------------------------------|------|
| はじめに | 7-3 |
| I 戸山公園の基本的事項 | 7-4 |
| 1 都市計画等 | |
| 2 過去の取組等 | |
| 3 社会状況等の変化 | |
| II 戸山公園の開園概要 | 7-7 |
| 1 開園区域の概要 | |
| 2 利用状況等 | |
| III 戸山公園の目標と取組方針 | |
| 1 むこう10年間を見据えた主な目標 | 7-9 |
| 2 取組方針 | 7-11 |
| (1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共） | |
| (2) 維持管理の取組方針 | |
| (3) 運営管理の取組方針 | |
| (4) 安全・安心な公園への取組について | |
| (5) 改修・再整備の取組について | |
| (6) 新規整備の取組方針 | |
| IV 図面・写真 | 7-19 |
| 現況平面図 | |
| 周辺土地利用図（空中写真） | |
| 周辺土地利用図（地図） | |
| 戸山公園の現況写真 | |
| <資料編> | 7-24 |
| 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて | |
| 資料2 戸山公園に関する資料 | |



はじめに

「戸山公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 戸山公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・5・8号戸山公園
- ・位置 新宿区大久保三丁目及び戸山二・三丁目各地内
- ・面積 25.10ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和51年7月13日 東京都告示第685号

(2) 戸山公園の基本的な性格・役割

戸山公園は、都心部に位置する総合公園である。本公園は、山手線内で一番標高の高い箱根山がある箱根山地区と、スポーツと憩いの森の大久保地区に分かれている。周辺には、都営住宅などの集合住宅や、小中学校、高校、大学等もあり、多くの利用者が訪れており、都心部における貴重なオープンスペースとして、大人から子供まで、安全・快適に利用できるようにすることが求められている。

なお、東京都地域防災計画及び新宿区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

都立戸山公園（拡張区域※）の整備計画（昭和56年） ※大久保地区

基本的な考え方

- ・都立公園として、広域的利用を考慮すべきであるが、二つの地区に分断され面積も小さいこと、周囲が住居地域となっていることを考え合わせ、地区公園的な性格を持たせる。
- ・周囲が再開発ビル、早稲田大学等の高層建築物に囲まれているため、それらの建築物と調和のとれた静かな森林空間を造出する。
- ・地域的に運動公園が不足していることや以前からスポーツ施設設置要望等が出されていることを勘案し、効率的な運動施設を配置する。
- ・周辺学校群の通学動線等も十分考慮する。

2 過去の取組等

(1) 過去の取組の成果

「戸山公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定し、防災関連施設を整備した。また、地元区等と連携した防災訓練や、防災トイレ等の防災施設稼働訓練を実施し、防災施設の普及啓発を行った。

○適正な利用を確保した安全・快適な都立公園

ホームレス調査や自立支援の取組を継続的に実施し、テント数ゼロを保つとともにホームレス数が大幅に減少した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

優先整備区域に設定された取得済用地の適正管理を実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

駅伝大会、ジョギング教室の実施等を通して、スポーツによる健康づくりを推進した。

(2) 戸山公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下のような方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

方針：戸山荘などの歴史・文化の発信と五輪を契機とした安全・安心・健やかな公園づくり

取組内容：

- ・徳川林政史研究所等の貴重な資料を活用し、戸山荘の魅力が現地で体感できる携帯端末等によるセルフガイドシステムを提供するほか、新宿区や町会等と連携して箱根山ツツジまつりを開催し、観光利用を促進します。
- ・滞留者の新規流入圧力が続く立地から、関係機関や支援団体との連携を活かして公園利用の適正化対策を更に強化し、オリンピック・パラリンピックに向けて周辺地域も含めた安全・安心、快適な環境づくりを進めます。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・新宿区景観まちづくり計画（平成 27 年 3 月）
- ・新宿区地域防災計画（平成 29 年度修正）
- ・新宿区「みどりの基本計画・行動計画」（平成 30 年 3 月）

Ⅱ 戸山公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

| | |
|------|--|
| 名称 | 都立戸山公園（とやまこうえん） |
| 開園日 | 昭和29年8月16日 |
| 開園面積 | 186,471.81㎡（令和3年12月1日現在） |
| 公園種別 | 総合公園 |
| 所在地 | 新宿区戸山一・二・三丁目、大久保三丁目 |
| アクセス | JR山手線「新大久保」「高田馬場」・東京メトロ東西線「高田馬場」、東京メトロ東西線「早稲田」、都営地下鉄大江戸線「若松河田」、東京メトロ副都心線「西早稲田」 |

(2) 主な公園施設

管理事務所、多目的広場、じゃぶじゃぶ池、陸軍戸山学校跡記念碑、やくどうの広場、新宿スポーツセンター（区営）

2 利用状況等

(1) 利用概況

○大久保地区

園内全域で、近隣住民の散策や犬の散歩、子どもの遊びなどに利用されるほか、隣接する大学の学生の通学や運動系クラブのトレーニング等に利用されている。

やくどうの広場では、学生のフットサルの利用なども見られる。

○箱根山地区

箱根山を中心とした南側の区域は、散策、休憩、犬の散歩などの利用と、スズカケの広場、児童コーナーでの幼児を連れた母親や小学生の遊びの利用がある。午前中には隣接する幼稚園の園児たちの利用も多い。

北側の地区は、ジョギングや、ゲートボール、学生の運動系クラブのトレーニングなどのスポーツ系の利用が多く見られる。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

| | 2年度 | 元年度 | 30年度 | 29年度 | 28年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年間総計（人） | 1,105,170 | 1,098,076 | 1,173,122 | 1,074,398 | 1,085,626 |

・月別利用者数の推移

| 2年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 年間総数 （人） | 98,524 | 114,837 | 71,765 | 50,944 | 68,423 | 79,523 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1,105,170 | 88,409 | 125,533 | 92,207 | 83,132 | 111,999 | 119,874 |

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

7団体・約90名が、花壇管理や清掃活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）

「避難・炊き出し等防災イベント」「自然ふれあいクラフト教室」などが行われた。

Ⅲ 戸山公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

東京2020大会に向けて、障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するため、ユニバーサルデザイン化した施設については、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都地域防災計画による指定
避難場所
- ・新宿区地域防災計画による指定
避難場所

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績

■目標3：適正な利用を確保した安全・快適な都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

ホームレスの新たな起居の防止等により、公園本来の適正な利用の確保に努めていく。

◎主な取組確認項目：適正利用の取組

■目標4：東京の水と緑の骨格軸を形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催するとともに、公園区域内の運動施設と連携した取組を検討・開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標6：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標7：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

(大久保地区)

A：多目的広場ゾーン

- ・やくどうの広場と芝生広場のあるゾーン
近隣の学生の様々なスポーツや練習の場として利用されている。利用調整などを行いながら、多くの利用者のスポーツ等の利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・子供の広場のあるゾーン
安全で快適な利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・疎林広場、つどいの広場のあるゾーン
散策や休憩などの利用に対応していく。
- ・子供の広場、いこいの広場、のびのび広場のあるゾーン
散策や休憩などの利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・新宿スポーツセンターのあるゾーン
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した空間とする。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理事務所のあるゾーン
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

(箱根山地区)

A：多目的広場ゾーン

- ・運動広場、アスレチック広場、ゲートボール場のあるゾーン
近隣住民や学生の様々なスポーツや運動の場としての利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・箱根山とスズカケの広場などのあるゾーン

林間に広場や遊具が配置され、幼児の遊びや散策、犬の散歩、休憩などの利用に対応していく。また、箱根山とその周辺は、起伏に富む地形を活かして江戸時代に造られた「戸山荘庭園」跡地に残る空間であり、適切な植栽管理などにより維持していく。

- ・花の広場などのあるゾーン

休憩や談話などの利用が多い空間であり、緑に囲まれた開放的な空間として対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・滝や流れ、池のあるゾーン

安全で快適な水辺空間の利用に対応していく。

- ・ジャブジャブ池のあるゾーン

安全で快適な利用に対応していく。

(共通)

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部

本公園の外縁部で、明治通りなどの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

| 記号 | 区分 | 主な特性・機能 |
|----|------------|---|
| A | 多目的広場ゾーン | 多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。） |
| B | 遊具広場ゾーン | 児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。 |
| C | イベント広場ゾーン | イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。 |
| D | 入口広場ゾーン | シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。 |
| E | 休息・散策ゾーン | 散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。 |
| F | 尾根道散策ゾーン | 丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。 |
| G | スポーツゾーン | 野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。 |
| H | 展示・学習ゾーン | 美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。 |
| I | 修景ゾーン | 修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。 |
| J | 樹林ゾーン | 外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。 |
| K | 環境共生・保全ゾーン | 多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。 |
| L | 水辺・親水ゾーン | 流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。 |
| M | 駐車場ゾーン | 駐車場があるゾーン。 |
| N | 管理ヤードゾーン | 管理ヤードとして利用するゾーン。 |
| O | 宿泊ゾーン | 宿泊を目的とした施設があるゾーン。 |
| P | 植物園ゾーン | 植物園（有料）として運営しているゾーン。 |
| | （庭園関係） | 「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。 |
| Q | 外縁部ゾーン | 民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。 |

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらおう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①生活動線の管理

大久保地区は歩行者等の生活動線としても大きな割合を占めているため、その動線を遮らないように配慮する。

②箱根山の維持

箱根山など、斜面地等の現況植生を維持するなどにより、「戸山荘庭園」跡地の良さを継承していく。

③斜面崩壊等の対応

本園大久保地区のびのび広場南側の斜面地、箱根山地区運動広場南側は、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。民家や道路に隣接している斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。梅雨の時期前に点検を行い、斜面崩壊の再発を防止し、安全を確保する。

沢沿いは定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 適正な公園利用の確保

ホームレスについては、新たな起居の防止等により、公園管理者として適正な利用の確保に努め、公園本来の機能の維持に取り組んでいく。

② スポーツ等による健康づくり

やけどの広場やアスレチック広場などの運動施設や広場を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①誰もが快適に利用できる公園づくり

誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修等を推進する。遊具の更新等を行う場合には、ユニバーサルデザインに配慮した遊具広場整備の検討を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」： 4,700㎡

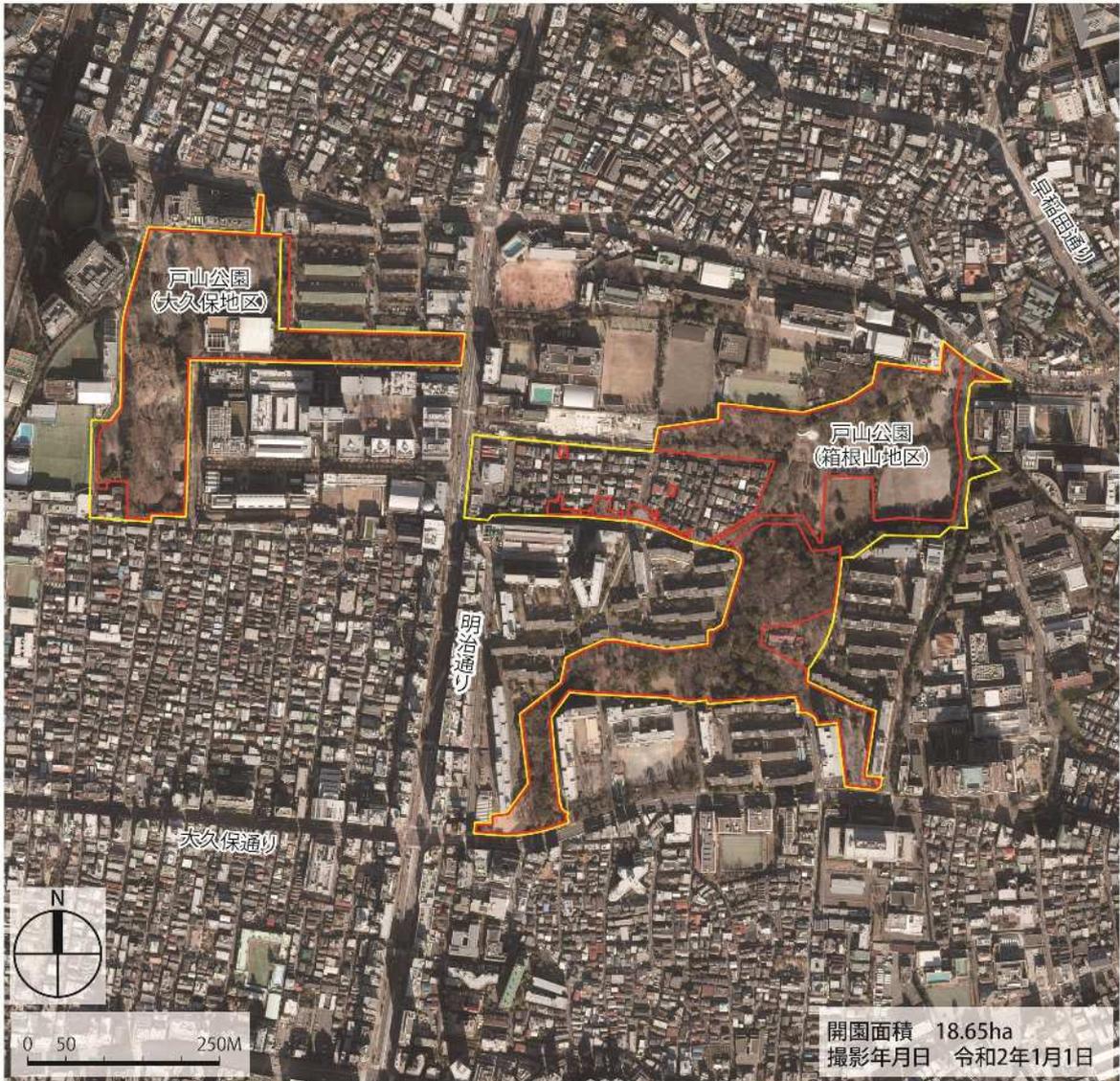
新宿区戸山三丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」： 1,700㎡

新宿区大久保三丁目

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

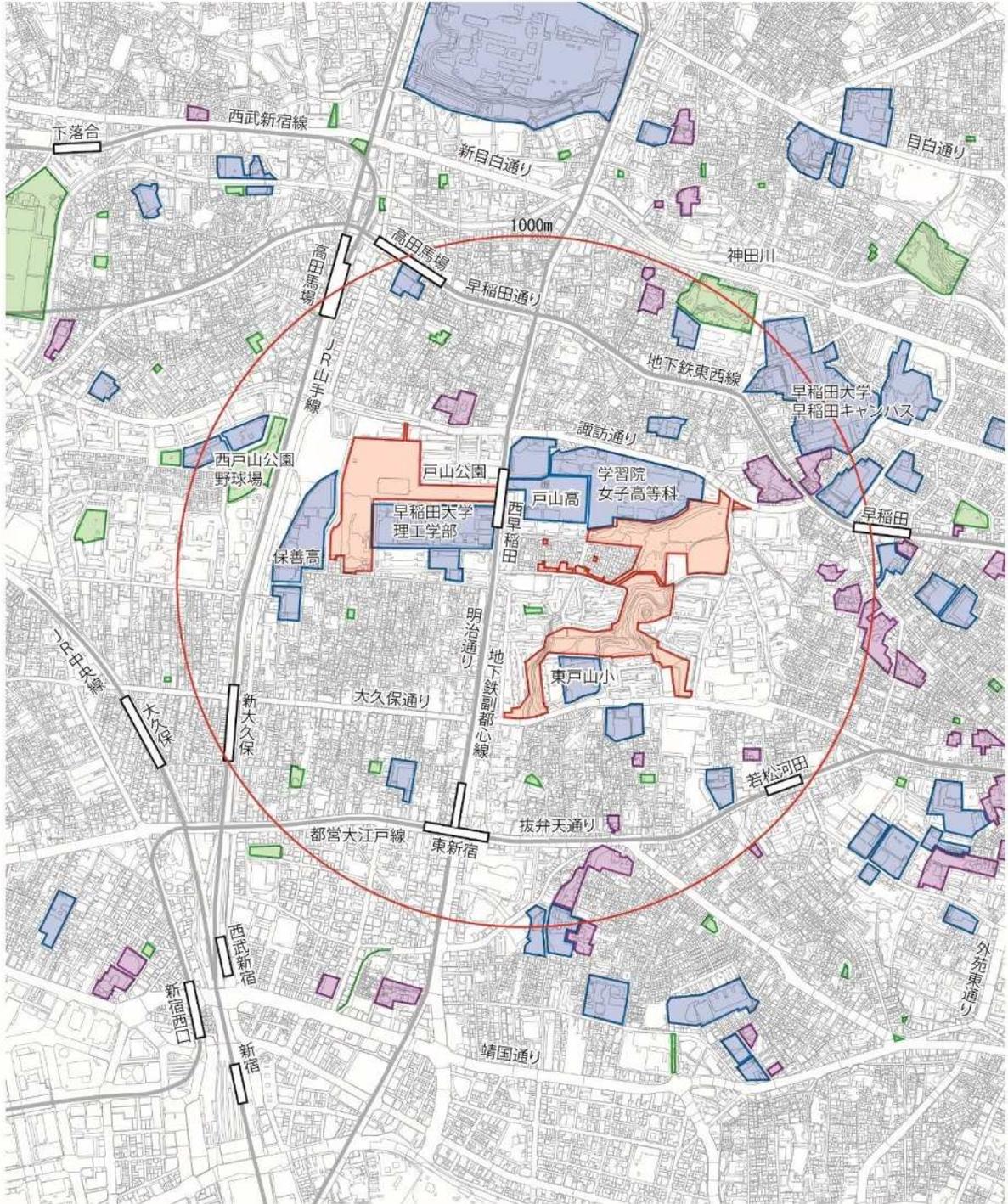
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

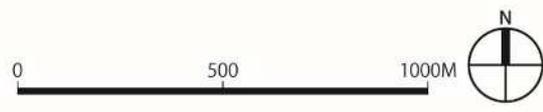
周辺土地利用図(地図)

戸山公園



この地図は、国土理院長承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地
- :学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など)
- :開園区域
- :高速道路
- :鉄道



戸山公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

<箱根山地区>

①アスレチック広場



⑤滝



②せせらぎ広場



⑥ひなたぼっこ広場



③いきいき広場・ゲートボール場



⑦箱根山



④じゃぶじゃぶ池



⑧陸軍戸山学校跡碑



戸山公園の現況写真 【令和3年9月撮影】

<大久保地区>

⑨疎林広場



⑬やくどうの広場



⑩ジョギング広場B



⑭子供の広場



⑪芝生広場



⑮いこいの広場



⑫ジョギング広場A



⑯のびのび広場

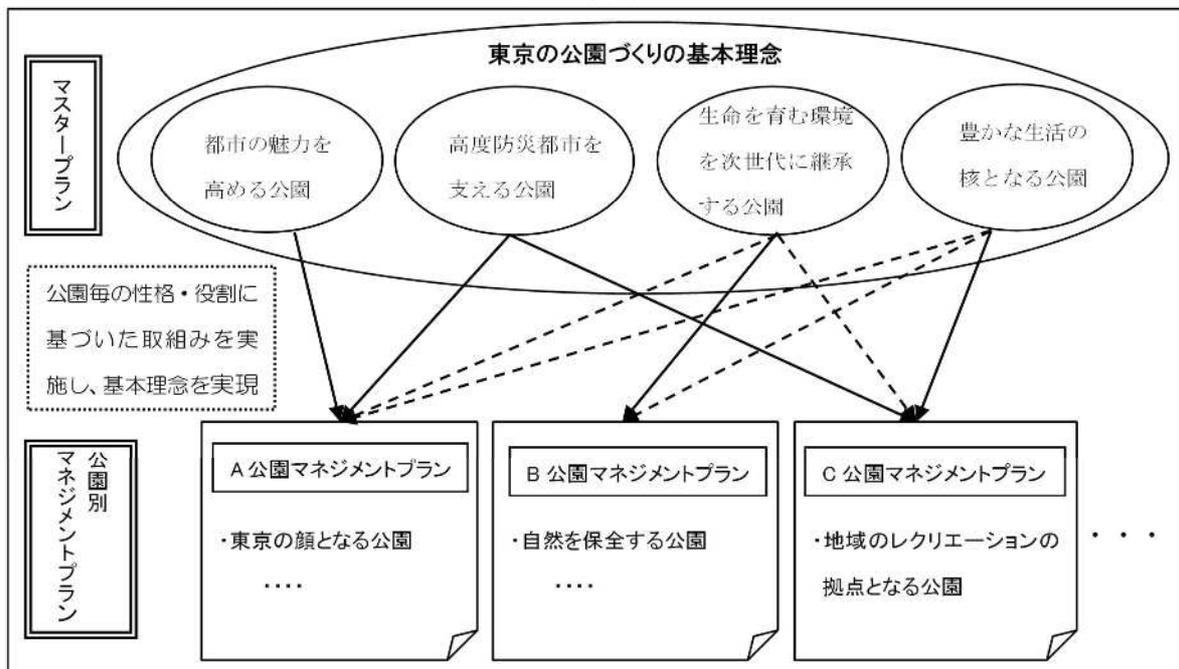


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、戸山公園が担うことになるプログラムには◎を、戸山公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



| プロジェクト10の公園毎の位置づけ 戸山公園 | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|---|---|
| 基本理念 | プロジェクト | | プログラム | |
| 基本理念1 都市の魅力 を高める公園 | プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト | (2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備 | オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備 | ◎ |
| | | (3)誰もが利用しやすい公園づくり | バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実 | ◎ |
| | | (4)快適な「おもてなし」空間の形成 | 快適な「おもてなし」空間の形成 | ○ |
| | プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト | 該当なし | | |
| | プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト | (3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上 | 指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上 | ○ |
| 基本理念2 高度防災都市を支える公園 | プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト | (1)防災公園の整備 | 救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 | ◎ |
| | | | 非常用発電設備の導入 | ◎ |
| | | (2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実 | 災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実 | ◎ |
| | プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト | (1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上 | 公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上 | ○ |
| | | (2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復 | ホームレスの自立支援と公園機能の回復 | ◎ |
| | | (3)安全・安心な公園とするための取組み | 気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 | ◎ |
| 公園施設の適切な点検と維持・更新 | ○ | | | |
| | 環境負荷の少ない公園づくり | ○ | | |
| 基本理念3 生命を継承する公園環境を次世代に育む | プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト | (1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成 | 都立公園による緑の拠点の形成 | ◎ |
| | | | 既存公園の再生整備 | ◎ |
| | プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト | 該当なし | | |
| | プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト | (1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用 | 自然観察会、環境教育プログラム等の充実 | ○ |
| | | 多摩の森林の大切さを公園でアピール | ○ | |
| 基本理念4 豊かな生活の核となる公園 | プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト | (1)都民ニーズの把握と施策への反映 | 都民ニーズの把握と施策への反映 | ○ |
| | | (2)公園の魅力発掘事業の展開 | 公園利用のアイデア募集 | ○ |
| | | (3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用 | 子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり | ◎ |
| | 公園でのスポーツによる健康づくり | | ◎ | |
| | プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト | (1)公園情報の受発信と管理所機能の強化 | 公園情報の受発信と管理所機能の強化 | ○ |
| | | (2)都民からの寄付の受入れ | 公園・動物園サポーター制度の実施 | ○ |
| | | | 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置 | ○ |
| | | (3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進 | ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 | ◎ |
| 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 | | | ○ | |
| (4)都立公園を支える人材の育成 | 都立公園を支える人材の育成 | ○ | | |

資料2 戸山公園に関する資料

(1) 公園の沿革

| | |
|------------------------|---|
| 昭和 18 年 6 月 1943 年 | 鉄道用地を買収し、都市計画公園として開園（面積 16,630 坪 88） |
| 昭和 22 年～ 1947 年 | ほとんど全域に都営住宅が建てられ、また一部を戸塚消防署が使用 |
| 昭和 29 年 8 月 1954 年 | 戸山公園として 0.2ha を開園 |
| 昭和 30 年 5 月 1955 年 | 区長に管理を委任 |
| 昭和 32 年 12 月 1957 年 | 建設省告示第 1689 号により、東京都都市計画公園として計画決定 |
| 昭和 37 年 2 月 1962 年 | 国から旧陸軍戸山学校敷（4,711 坪 57）（箱根山地区）、旧陸軍戸山ヶ原射撃場跡地（5,477 坪 99）（大久保地区）を無償貸付 |
| 昭和 38 年 1963 年 | 管理委任を解く |
| 昭和 38 年 7 月 1963 年 | 東京防犯協会に少年館（地下 1 階、地上 5 階）の建設を承認（財団法人戸山少年館） |
| 昭和 39 年 4 月 1964 年 | 旧陸軍戸山学校敷地の一部（箱根山区域）1.6ha を追加開園 |
| 昭和 39 年 5 月 1964 年 | 少年館完成によってこの周辺 0.01ha を開園 |
| 昭和 39 年 10 月 1964 年 | 旧陸軍戸山ヶ原射撃場跡の区域（大久保地区）に、交通公園の施設を造成して 1.8ha を追加開園 |
| 昭和 39 年 11 月 1964 年 | 交通公園に有料施設（ゴーカート）を設置し、使用を開始 |
| 昭和 51 年 7 月 1976 年 | 東京都告示第 685 号により、都市計画変更 |
| 昭和 57 年 4 月 1982 年 | 木製遊具を配置した児童遊園を含めて箱根山地区 5.1ha を追加開園 |
| 昭和 58 年 6 月 1983 年 | 箱根山東南部の国有地 0.6ha を広場及び園路を中心として造成し、追加開園 |
| 昭和 59 年 6 月 1984 年 | 箱根山北部の国有地 0.3ha、都有地 0.2ha 計 0.4ha を草地広場を中心として造成し、追加開園 |
| 昭和 59 年 6 月 1984 年 | 本園北部の市街地再開発ビル（ニュータウン大久保）に南面する都有地 2.1ha を「スポーツと憩いの森」を中心として造成し、追加開園 |
| 昭和 59 年 10 月 1984 年 | 0.7ha を追加開園 |
| 昭和 60 年 3 月 1985 年 | 2.1ha を追加開園 |
| 昭和 61 年 3 月 1986 年 | 交通道德の啓蒙普及の目的を達成したため、ゴーカートを廃止 |
| 昭和 61 年 4 月 | 緑の相談コーナー、緑に関する資料提供の場として図書室を開 |

| | |
|---------|---|
| 1987年 | 設 |
| 昭和62年6月 | 0.5haを追加開園 |
| 1987年 | |
| 昭和63年6月 | 1.0haを追加開園 |
| 1988年 | |
| 平成元年6月 | 1.3haを追加開園 |
| 1989年 | |
| 平成2年6月 | 0.07haを追加開園 |
| 1990年 | |
| 平成3年6月 | 0.2haを追加開園 |
| 1991年 | |
| 平成5年6月 | 0.2haを追加開園 |
| 1991年 | |
| 平成7年6月 | 0.5haを追加開園 |
| 1991年 | |
| 平成8年6月 | 0.2haを追加開園 |
| 1996年 | |
| 平成9年6月 | 0.1haを追加開園 |
| 1997年 | |
| 平成10年6月 | 0.03haを追加開園 |
| 1998年 | |
| 平成11年3月 | 緑の相談所廃止、緑の図書室は日比谷公園の緑の情報センター (緑と水の市民カレッジ)へ移転 |
| 1999年 | |
| 平成17年 | 区道沿いの園地を歩道と一体的に再整備(大久保地区) |
| 2005年 | |
| 平成18年 | 芝生広場北側園路周辺や新宿区立スポーツセンター周辺の広 場を一体的に再整備(大久保地区) |
| 2006年 | |
| 平成27年5月 | 0.03haを追加開園 |
| 2015年 | |

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・大久保地区は、多少の起伏があるがほぼ平坦である。
- ・箱根山地区は、全体に複雑な地形を呈している。中央に立地する箱根山は、標高44.6mあり、周囲と20m以上の高低差がある。箱根山の北東側の区域は、南北を台地に挟まれた低地であり、北側の区道部分が最も低く、その北側は南斜面(高低差最大約11m)、南側は北斜面(高低差最大約11m、北側区道-南側区道間)、南側区道の南はさらに急勾配の北斜面となっている。東戸山小学校の西側も高低差約10mの斜面である。
- ・本公園一帯の植生は、武蔵野台地の関東ローム層に厚く被われた地域で代表的なシラカシ群集に属し、台地上の平坦地における典型亜群集と、斜面及び斜面下部におけるケヤキ亜群集に分かれる。

2) 社会的環境

- ・周辺には多くの学校が存在しており、箱根山地区の一部は第一種文教地区にも指定されている。大久保地区は早大理工学部、保善高校に接し、箱根山地区は学習院女子大、早大文学部、東戸山小学校に接している他、戸山中学校、戸塚第一中学校、

戸山高校などもすぐ近くにある。

- ・公共施設が多く、特に、東京都心身障害者福祉センター、国立国際医療研究センター、国立身体障害者センター、国立栄養研究所など、病院、研究所が目立つ。
- ・住宅は公園の周囲では中高層の集合住宅が多く、その周辺はマンションや戸建て住宅が混在、密集している。
- ・鉄道最寄り駅は、大久保地区が、J R 山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線高田馬場駅、J R 山手線新大久保駅がともに約 650m、東京メトロ副都心線西早稲田駅が直近に、箱根山地区は、東京メトロ東西線早稲田駅が約 300m である。
- ・新宿区には、区域縁辺部に明治神宮外苑、新宿御苑、新宿中央公園、哲学堂公園等まとまった規模の公園や緑地があるが、計画地周辺では、甘泉園公園、落合中央公園、おとめ山公園、西戸山公園の他、小規模な児童遊園が設置されている。

(3) 園内のトピックス

①箱根山

この地には、尾張藩の徳川光友が寛文年間（1661年～1673年）に、箱根山を中心に東海道五十三次に似せて造った、戸山荘庭園があった。この庭園は起伏に富む地形を活かして造られた約 449,000 平方メートルに及ぶ広大なもので、その 8 割が池という池泉回遊式の名園だった。その一画に高さ 44.6m のお椀をふせたような形の玉円峰と呼ばれる築山があり、それが現在の箱根山である。起伏のある園地は、子供たちの遊び場となっている。また、南側には、団地の中の貴重な緑と広場が続く。

②陸軍戸山学校跡記念碑

明治6年から終戦まで、ここに陸軍の兵学校があった。それを記念する碑が、箱根山の麓に建っている。

③やくどうの広場

ジョギング道路が巡らされ、健康測定遊具も置かれた躍動的な広場となっている。

(4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・土砂災害防止法
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

(5) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

| 項目 | 2年度 | 元年度 | 30年度 | 29年度 | 28年度 |
|--------|-----|-----|------|------|------|
| 写真撮影 | 3 | 10 | 32 | 31 | 35 |
| 映画等の撮影 | 5 | 5 | 25 | 21 | 27 |
| その他 | 23 | 13 | 15 | 19 | 5 |

2) 主な催し物

令和2年度実施分

| 種別 | No. | 事業名 | 実施期間 | 参加人数(人) |
|----|-----|--------------|------|---------|
| イベ | 1 | 日本の季節の風物詩 | 12月 | — |
| | 2 | 自然ふれあいクラフト教室 | 12月 | 142 |

| | | | | |
|----------|---|-----------------|---------|-------------------------------|
| ント | 3 | 歴史ツアー | 10月 | 25 |
| | 4 | 箱根山ツツジまつり | 5月 | — |
| 自主 事業 | 1 | 公園と街を巡るスタンプラリー | 12月 | 延べ3,434回 |
| | 2 | マナーアップキャンペーン | 11月/2月 | ツイッター延べ821回、 YouTube延べ683回 |
| | 3 | クリーンアップムーブメント発信 | 3月 | — |
| | 4 | 避難・炊き出し等防災イベント | 10月~12月 | 3,555 |
| | 5 | 箱根山野点 | 10月 | — |
| | 6 | スポーツイベント | 12月/3月 | ツイッター延べ163回、 YouTube267回 |
| | 7 | 地域発掘マーケット | 5月 | — |
| 都民 協働 | 1 | 地域由来の花壇づくり | 7月~12月 | — |
| | 2 | 地域の伝統行事の開催 | 10月 | — |

令和元年度実施分

| 種別 | No. | 事業名 | 実施期間 | 参加人数(人) |
|----------|-----|-----------------|----------------------|--------------------|
| イベ ント | 1 | 日本の季節の風物詩 | 4月~5月 /7月/12 月 | — |
| | 2 | 自然ふれあいクラフト教室 | 10月 | 432 |
| | 3 | 歴史ツアー | 2月 | 30 |
| | 4 | 自然観察会 | 2月 | 30 |
| | 5 | 箱根山ツツジまつり | 4月 | 312 |
| 自主 事業 | 1 | 6公園スタンプラリー | 11月~12 月 | 台紙538枚、 記念品140人 |
| | 2 | マナーアップキャンペーン | 10月 | 152 |
| | 3 | クリーンアップムーブメント発信 | 4月~9月、 11月~3月 | 491 |
| | 4 | 避難・炊き出し等防災イベント | 9月/3月 | 5,008 |
| | 5 | 箱根山野点 | 2月 | 42 |
| | 6 | スポーツイベント | 2月 | — |
| | 7 | 地域発掘マーケット | 5月 | 57 |
| | 8 | ペットの健康相談 | 10月 | 20 |
| 都民 協働 | 1 | プレイパーク | 4月~2月 | 19,838 |

平成30年度実施分

| 種別 | No. | 事業名 | 実施期間 | 参加人数(人) |
|----------|-----|--------------|----------------------|---------|
| イベ ント | 1 | 日本の季節の風物詩 | 4月~5月 /7月/12 月 | 599 |
| | 2 | 自然ふれあいクラフト教室 | 10月/12 月 | 682 |

| | | | | |
|----------|---|-----------------------------|---------|---------------------|
| | 3 | 歴史ツアー | 2月 | 20 |
| | 4 | 公園探検ツアー | 2月 | 20 |
| | 5 | 自然観察会 | 2月 | 20 |
| | 6 | 箱根山ツツジまつり | 4月 | 460 |
| 自主 事業 | 1 | 6公園スタンプラリー | 11月～12月 | 台紙1,108枚 記念品270人 |
| | 2 | マナーアップキャンペーン | 12月 | 53 |
| | 3 | クリーンアップムーブメント発信 | 通年 | 1,083 |
| | 4 | 避難・炊き出し等防災イベント | 9月 | 1,910 |
| | 5 | 箱根山野点 | 4月 | 150 |
| | 6 | スポーツイベント | 10月 | 220 |
| | 7 | 地域発掘マーケット | 5月/12月 | 600 |
| | 8 | フィールドミュージアムガイドの作成 (テーマ別) | 3月 | — |
| | 9 | フィールドミュージアムガイドの作成 (公園別) | 12月～3月 | — |
| 都民 協働 | 1 | プレイパーク | 通年 | 19,802 |
| | 2 | 地域の伝統行事の開催 | 10月 | 3,500 |

3) 主な活動団体（令和2年度調査）

| 団体名 | 活動内容 | 人数(人) |
|-----------------------|-------------|-------|
| 新宿・戸山プレーパークの会 | 遊び場づくり | 26 |
| 戸山公園に心やすらぐ花壇を作る会 | 花壇管理 | 11 |
| 個人ボランティア | 花壇管理、側溝清掃 | 1 |
| 陽だまりぼかぼか | 花壇管理 | 11 |
| 戸山公園フラワークラブ | 花壇管理 | 19 |
| 戸山楽しい花壇部 | 花壇管理 | 11 |
| 内藤とうがらしプロジェクト Farm | 花壇管理・イベント共催 | 5 |